

議案第36号

訴えの提起について

アワーズもりやの違約金等の支払を求める訴えを提起するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

1 訴えの相手方

住所 茨城県牛久市牛久町3274番地19

名称 株式会社 ウインズ・ユウ

2 訴えの提起の理由

相手方が、アワーズもりやのテナント賃貸借期間終了前に突然の撤退を希望したため、未払い賃料及び違約金の支払について協議を重ねたが、支払う意思がないため、建物賃貸借契約の約款に基づき支払を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 相手方に対し、未払の違約金の支払を求める。
- (2) 相手方に対し、未払の違約金に対する年14.6%の割合の遅延損害金の支払を求める。
- (3) 相手方に対し、未払の賃料と原状回復に要した費用を合算した額から敷金を差し引いた額の支払を求める。
- (4) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

4 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 第1審判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 裁判の進行の段階で和解をすることがある。

平成26年 6月19日 提 出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

提案理由（議案第36号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、アワーズもりやの借入人が中途解約したことから、建物賃貸借契約の約款に基づく違約金及びテナントの原状回復に要した費用の一部の支払を命ずる訴えの提起をしたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により提案するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いします。